

相互人格の成長に価値ある寮生活。

教養教育の実践の場としても、駒場寮は重要です。

前回までのあらすじ

駒場寮は、「教育の機会均等」を保障する学寮として、学生の負担にも耐え得る安価にて住環境を提供してきました。これは、東大が、東京という地価・物価の高い地域に在る以上は、苦学生が教育を受けるための経済面での障碍を低くする学寮が必要不可欠だからです。また駒場寮は、長期に渡って積み上げられてきた自治の慣行に基づき、完成度の高い寮自治を実践しています。国家の憲法に相当する寮規約を根幹とし、総代会（立法）・寮委員会（行政）・懲罰委員会（司法）の三権分立を制度化した駒場寮の寮自治は、寮生自身の手による寮の民主的運営を追求するものであり、真理探究の場としての大学に存在するのに相応しいものであると言えます。

このように、教育の機会均等を保障し、自治＝民主主義を実践する場としての駒場寮の意義は、非常に大きなものであることが分かります。一方で、教養学部当局が駒場寮の代替施設であると主張する三鷹宿舎では、生活に最低限必要である学生の金銭的負担が駒場寮の3倍以上にもなることや、民主主義の実践である自治が非常に限定されていることなど、駒場寮の意義を代替するものとはなっていない。

相部屋制度が人格成長を助長する

駒場寮では、殆どどの部屋が一部屋24畳の大部屋であり、現在のところ一部屋につき2人から3人で居住する相部屋制度をとっています。この相部屋制度は、駒場寮の意義を居住施設・福利厚生施設としてのものだけに留めず、他人との共同生活を行う中での相互人格の成長を促進する場もしているという点で、大きな意味を持っています。

まず第一に、相部屋制度は、同年代の学生はもちろん、

大学生生活という点では大先輩にあたる大学院生や、日本・世界の各地から来た多くの学生との日常的な対話をも可能にします。このことは、駒場寮が多くの学生の居住する寮であることから、同室者だけではなく周りの寮生とも日常的に交流できること、さらに、一部屋が24畳もある大きな造りになっているため、大勢が集まることができるという点とも相俟って、駒場寮の意義をさらに高めるものとなっています。

こうした日常的且つ、時間的・空間的に無制限な交流が、学生の本分である学問研究の助長に留まらず、自分自身の再発見や世の中の問題に対する意識の向上など、お互いの人格成長にとって非常に貴重なものとなることは疑う余地がありません。特に、高校を出たばかりの経験未熟な新入生にとっては、大学のみならず社会についての豊富な経験と知識に基づく鍛えられた見識を有する先輩と心ゆくまで話し込むことは、大学生生活のみならず人生においても、間違いなく、とても得難い貴重な経験となることと思います。

共に部屋を作り上げていくなかで

また、そもそもどの部屋に入居するかを決める段階でもそうですが、相部屋での生活を行っていく上では、部屋の間取りや使い方などについて同じ部屋の人と話し合っ決めていく必要があります。このような過程に於いては多くの寮生との対話と協調が不可欠となります。このような過程を踏む中からこそより良い部屋作りのための議論が生まれるのであり、そこでの合理的解決を目指していく中で、各人の意見の論理的な表現力や他人の意見の理解力、協調性などといった、社会での生活に欠かせない能力が育まれていくのです。

その点で、事前に部屋の中にほとんど制約が設けられておらず、一部屋24畳のほぼ全てを同室者との話し合いによる部屋造りで決めていくことができる／いかなければなら

ない駒場寮の部屋体制は、部屋造りに向けた対話と共同作業を行う中でも相互人格の成長を促しているという点からも、その意義を大いに発揮していると言えます。

教養教育の一環としての寮生活

このように、駒場寮は相互人格の成長の場として大きな意義を持っていると言えます。しかし、そもそも駒場寮が設けられた訳を考えると、寮生活が人間の成長の促進に役立つというこの点こそが、駒場寮が存在する大きな要因の一つであったのではないかと考えられます。これは、(当時と今とで高等教育を巡る状況が多少異なることを差し引いても)旧制一高時代に駒場寮での全寮制の寮生活が、教養教育の場としての一高の教育と切り離せないものであったことや、駒場寮がそもそも教養学部の寮であり、駒場寮の寮生活も教養教育の一環であると捉えられることから窺うことができます。

教養教育という点では、実際、最近の駒場キャンパス内の状況を見てみても、夜遅くまで議論に花を咲かせることのできる環境が寮以外には全く存在しないことに気がきます。教養という、世の中に対する目を養う教育を行う上で、夜が更けても心ゆくまで議論ができる場としての駒場寮の存在は、教養学部にとっても非常に貴重であることが分かります。

寮生活を通じた教養教育の必要性については、昨今の日本の大学教育ではあまり重要視されていないようです(三鷹宿舎などでは顕著です)が、アメリカやヨーロッパでは多くの大学で学内寮が存在するなど、教育の場としての学寮の必要性は依然として十分に認識されています。このように、人格形成の場としてもまだまだ存在する必要の高い駒場寮の意義を、今後も皆さんに伝えていきたいと思ひます。

駒場寮「廃寮」の不当性シリーズビラ 暴力的手段からは何も生まれない

前回 シリーズビラで、駒場寮問題に関して、教養学部当局が学生・寮生 反対を踏み潰して既成事実化を押し進めてきたことについて解説しました。決定過程において重大な問題があった、不当な駒場寮「廃寮」強行 ため 様々な形で 学部当局「不当止塗り」、まさに暴力的に、さらに激化していきま す
駒場寮委員会で、駒場寮「廃寮」 不当性について皆さんによく理解してもらうため、ビラを全4回にシリーズ化して作成しました。シリーズ三回目である今回 ビラで、「廃寮宣言」後に繰り返されてきた、電気・ガス停止で 寮生追い出しやガードマンを用いた強制排除・破壊工事など 暴力的手段について、でき だわがや く説明しようと思いま す。

強制排除 暴力的破壊工事強行

91年10月、臨時教授会において電撃的に駒場寮「廃寮」が「決定」され、その後、様々な形で学生側・寮生側は反対の意志を示してきたにも拘わらず、学部当局は学生の声を一切無視し、96年4月、一方的に駒場寮の「廃寮」を宣言しました。その後は、一度決めたからにはどんな手を使ってでも「廃寮」するのだ、あらゆる手段を用いて寮生を追い出してやるのだ、とばかりに、学部当局は「本性」をむき出しにしてきます。教官を動員して寮生個人への恫喝やスパイ活動を行わせる「説得隊」のほか、金で雇った「ガードマン」を大量に大学構内に導入して、誠実な話し合いを求める寮生を強制的に排除したり、個人に対し直接的に暴力をふるわせたりして、駒場寮の寮施設をムリヤリ破壊したりしてきたのがそれです。教育研究機関である大学において、自らの問題の解決のために暴力的手段を用いることが許されないことであるの言うまでもなく、社会的常識に遑って考えるまでもありませんが、ここで見逃してはならないことは、学部当局は一方で「話し合う用意がある」というようなことを言いながら、97年からはそれに加え「寮問題を公的判断に委ね」として「法的措置」を持ち込んでおきながら、



1997年 田 明寮フェンス工事 明寮前に到着した97年 学部当局は、この大量動員された新帝国警備隊 ド が周りで 組 むくう様 おおしん様、

他方では度々このような暴力工事を繰り返してきたことです。これが、理性的な話し合いにより、駒場寮を残したいと主張する学生への答えなのでしょう。とにかく駒場寮は何としても潰す。駒場寮への実力攻撃には、学部当局の駒場寮問題への態度が凝縮されています。「当局の意志に従わないものはツブす」「学生は意志決定の主体ではない」ヘルメットと制服に身を包み駒場キャンパスに現れたガードマン達の姿が、それらを雄弁に物語っているのです。よ

電気・ガス 供給停止による

「兵糧責め」=生活破壊・追い出し攻撃

学部当局の手段を選ばない「廃寮」攻撃は、ライフラインの切断という形でも行われました。学部当局は駒場寮への電気・ガスの供給を停止するという暴挙を行い、寮生の生活を破壊し、「廃寮」反対の運動を「兵糧責め」により継続不可能なところまで追い込み、寮生を追い出してしまふことで、駒場寮問題を「解決」しようとしたのです。その後、寮生の努力により様々な復旧がなされ、その都度学部当局によって供給停止の拳がなされてきましたが、学部当局のこのような姿勢は改めるべきであると言わざるを得ません。駒場寮問題は、当事者間での話し合いによって解決すべき問題です。一方が他方の存在を直接的にツブしてしまうことで「解決」してよいものではないはず。しかも、電気・ガスの供給を停止する、という事例に至っては、一方が完全に他方の当事者に対し優位に立っている、つまり、学部当局は駒場寮への電気・ガスの供給の停止/再開を自由に出来てしまう状況に於いては、なおさらです。ナイフを首に突きつけておきながら、金を出ささないは自由に選ばせてやると言っても、それは自由ではないのと同じことです。このような状態で、「話し合う用意がある」といっても、全く「話し合い」は意味をなさないので。実際、交渉では電気・ガスの問題については、学部当局は「出ていかなければ悪い」「出ていくと約束したら電気をつけてやる」という態度に終始しているのです。

「廃寮計画」のいったん取りやめ

寮問題の話し合いによる解決を求めよう

学生は大学社会に属しています。その社会で、電気・ガス供給停止やガードマン導入に象徴されるような事態が起きています。この事態をどう考えるのか、放置してよいのか、それが一人一人に問われています。そのような問いに答えることこそが所属する社会への責任の果たし方ではないでしょうか。口を開き白紙委任することからはファシズムしか生まれません。それは必ず学生に撥ね返ってきます。全ての学生が結束して学部当局の「廃寮」攻撃に反対するところから始めねばならないのも、そのためです。

1996年 4月
当局「廃寮」を宣言
「説得隊」が大量動員され始める
パワーショベルで寮裏の渡り廊下を破壊
当局、駒場寮への電気供給を停止
1996年 9月
「占有移転禁止仮処分」執行で、駒場寮問題において初のガードマン導入
当局、文書で寮問題を第三者の公的判断に委ね「このような事態に立ち至ったことは残念」
1997年 2月
学部当局、明・北・中寮三棟についての「明渡断行、仮処分提訴」
1997年 3月
明寮 明渡断行、仮処分強制執行、任意に明け渡すと伝えたにも拘わらずガードマン大量動員、「厳戒態勢」を演出、ドサクサ紛れに 非債務者」まで追い出し。
明寮に寮生が残っているにも拘わらず明寮を取り囲む工食用フェンス設置を策動
1997年 4月
第二次明寮 明渡断行、仮処分強制執行、ガードマン動員により 非債務者」まで追い出し。
明寮フェンス工事、ガードマン導入により抗議する学生を強制排除。
1997年 6月
当局、ガードマンの大量動員により北寮裏庇渡り廊下・寮風呂を暴力的に破壊
1997年 0月
当局「明渡」本裁判を東京地裁に提訴
1999年 月 2月
当局、ガードマンを大量動員、学生を暴力的に排除し、南ホール周囲への工食用フェンス設置を強行